

(単位:%)

給料に対する掛金率 ^(注)	90.2875	➔	92.5 (+2.2125)
期末手当等に対する掛金率	72.23		74.0 (+1.77)

(注)給料にかかる掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。
 ※長期給付にかかる掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。



本年9月に長期給付にかかる掛金率が引き上げられます

平成16年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成20年9月に長期給付にかかる掛金率は、次のとおり引き上げられます。

年金まとめ知識

年金の併給調整

現在の公的年金制度では、1人1年金が原則となっています。給付事由(老齢・退職給付、障害給付、遺族給付)の異なる年金の受給権を2つ以上取得した場合はいずれか一方の年金を選択し、他の年金の支給は停止されることとなります。これを「併給調整」といいます。

ただし、併給調整には例外措置もありますので、詳しくは全国市町村職員共済組合連合会ホームページ等をご覧ください。

なお、併給調整が必要な方につきましては、共済組合から個別に案内を行っておりますので、案内に従い手続きを進めていただきますようご協力お願いいたします。

また、この年金の選択は将来に向かっていつでも変更することができます。

